

事務連絡
令和 6 年 10 月 10 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市町村} \end{array} \right\}$ 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

障害者相談支援事業に関する消費税の取扱い等に係る Q&A について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 77 条第 1 項第 3 号を根拠として市町村が実施する障害者相談支援事業について、消費税の取扱い等を誤認する自治体が一定数生じているという事案を受け、自治体説明会の開催（令和 6 年 4 月 26 日）や相談窓口を通じた自治体等からの問い合わせに個別に対応しているところですが、この度、これまで相談窓口に寄せられたご質問や各自治体・団体等からのご要望等を踏まえ、別紙のとおり、Q&A を作成いたしました。

つきましては、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、各自治体におかれでは、必要に応じてご参照いただきますとともに、引き続き、委託先の民間事業者に過度な負担が生じることがないよう、適切にご対応いただくようお願いいたします。

なお、本内容については、社会・援護局総務課、老健局認知症施策・地域介護推進課と協議済みであり、消費税の取扱いに関する事項については、国税庁課税部消費税室の確認を受けておりますので、申し添えます。

引き続き、相談窓口は開設しておりますので、本事務連絡を含め、ご不明点については、お問い合わせいただけすると幸いです。

● Q&A 掲載先（厚生労働省 HP）

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39854.html

● 相談窓口

障害者相談支援事業に関するお問い合わせ先（厚生労働省）：

shougaisha-soudan@mhlw.go.jp

税に関するお問い合わせ先：各税務署法人課税（第 1）部門

(別紙)

障害者相談支援事業の消費税の取扱い等に係る Q&A

問 1 障害者相談支援事業の法令上の位置づけ如何。

(答)

- 障害者相談支援事業は、障害者自立支援法の施行（平成 18 年 10 月）から同法第 77 条第 1 項の市町村が実施する地域生活支援事業に位置づけられており、平成 24 年度の障害者自立支援法改正以降もその位置づけは変わっていません。

<参考>

障害者相談支援事業に関する自治体説明会（令和 6 年 4 月 26 日開催）厚生労働省資料 P 4

問 2 一般相談支事業及び特定相談支援事業は社会福祉事業に該当するが、なぜ障害者相談支援事業は社会福祉事業に該当しないのか。

(答)

- 一般相談支援事業及び特定相談支援事業は、指定を受けた事業者が障害福祉サービス等の支給決定を受けている障害者を対象として、サービスの計画作成や地域移行支援に付随する形で基本相談支援を行うものです。
- 他方で、障害者相談支援事業は、市町村が住民に対するサービスとして、障害福祉サービス等の支給決定を受けていない障害者を中心に、生活上の課題などの様々な相談支援を行うものであり、こうした実施主体や対象者、事業内容の違い等を踏まえ、社会福祉事業に該当するか否かについて、取扱いが異なるものです。

問 3 介護保険制度の包括的支援事業の委託料は、消費税法上、社会福祉事業に類する事業に該当し非課税とされている一方で、障害者相談支援事業は社会福祉事業に類する事業に該当せず課税とされている。類似する機能を有している双方の事業で、取扱いが異なる理由如何。

(答)

- 包括的支援事業の委託料における消費税の取扱いについては、市町村から老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターの設置者が委託を受け、従来から社会福祉事業である老人介護支援センターを経営する事業の一環として包括的支援事業を行う場合は、社会福祉事業が行われるものとして非課税とされています。また、このことも踏まえ、当該老人介護支援センターの設置者以外の者が委託を受けて包括的支援事業を行う場合においても、社会福祉事業が行われるものに類するものとして非課税と整理されています。
- 他方、障害者相談支援事業については、このような背景がなく、社会福祉事業に該当しないため、消費税の課税対象とされています。

問4 障害者相談支援事業を社会福祉事業に位置付けるなどにより、非課税化することを検討しないのか。

(答)

- 障害者相談支援事業は、市町村が実施主体として実施する事業であり、公的な助成や規制の必要性などの要素等を総合的に勘案すると、社会福祉事業の性格に必ずしもなじまないため、社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象とされています。
- 厚生労働省としては、障害者相談支援事業は、社会福祉事業に該当しないという考え方等を含めた消費税法上の取扱いについて、自治体向け説明会を開催した（令和6年4月26日）ところであり、引き続き、こうした対応を通じて、自治体の皆様とも緊密に連携させていただきながら、障害者の方々に必要な支援が届くよう取り組んでまいります。

<参考>

障害者相談支援事業の委託を受けた事業者は、委託料等の一部として受け取った消費税額から、仕入れ等の際に支払った消費税額（消費税が課される売上げに対応した分に限る。）を差し引いて納税しています。仮に障害者相談支援事業を非課税化した場合には、市町村が支払う委託料について消費税相当額の支払いを今後受けられなくなることによって実質的な減収になる可能性や、障害者相談支援事業に関する仕入れ等の際に支払った消費税額を差し引けなくなる点に留意する必要があります。

問5 自治体は課税と正しく認識（認識が不明確な場合も含む。）していたが、委託先の事業者が非課税と誤認していた場合であっても、消費税相当分等の財源措置は自治体が担うべきであるか。

(答)

- 自治体と事業者間の個々の契約の内容に関する解釈等については、両者で協議の上、対応いただく必要のあるものであり、厚生労働省において見解を示すことは困難ですが、厚生労働省としては、障害者相談支援事業について、これまで非課税の扱いをしていた自治体においては、委託先の事業者の負担が生じないようご配慮いただくよう、改めてお願いします。

問6 自治体と委託先事業者の間で締結される契約書に消費税相当額を記載しなくてはいけないのか。

(答)

- 各自治体と委託先事業者の間で締結される契約に係る契約書における消費税に関する記載については、各自治体においてご判断いただくものですが、調達の際に作成する仕様書及び締結される契約に係る契約書に消費税相当額を明示することは、自治体と委託先事業者の双方において消費税の取扱いに関する誤認を防止する方法の一つとして望ましいものと考えています。

<参考>

障害者相談支援事業に関する自治体説明会（令和6年4月26日開催） 厚生労働省資料 P8

問7 障害者相談支援事業について、消費税課税として委託料を支払う場合の算定方法如何。

(答)

- 自治体が委託先事業者に支払う委託料の金額は、契約当事者である自治体と委託先事業者が協議の上、決定いただくものですが、消費税課税となる委託料については、消費税相当額を含めて適切に算定していただく必要があります。
- したがって、これまで障害者相談支援事業について消費税非課税と扱っていた自治体においては、消費税課税であることを踏まえ、改めて委託料の金額を算定していただく必要があります。
- 例えば、従前の委託料が消費税相当額を含んでいない金額(いわゆる税抜価額)として算定している場合には、当該金額に消費税率(10%)を乗じて消費税相当額を算出し、当該消費税相当額を加えた金額を委託料として算定いただくことが考えられます。
- なお、必ずしも、委託先事業者が消費税申告において納税することとなる消費税額を踏まえた上で委託料を算定しなければならないということではありませんが、いずれにしても、委託先の事業者に負担が生じないよう、委託先の事業者とも協議の上、委託料を算定していただくようお願いします。

●参考資料

障害者相談支援事業に関する自治体説明会（令和6年4月26日開催）における厚生労働省資料 ※厚生労働省HPに掲載

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001249734.pdf>